

多摩広域基幹病院（仮称）及び小児総合医療センター（仮称）
整備等事業 入札説明書

平成17年3月
東京都病院経営本部

【目次】

1	入札公告日	1
2	担当部局等	1
	(1) 担当部局	1
	(2) 契約担当部局	1
3	事業概要	2
	(1) 本事業の概要	2
	(2) 本事業の業務範囲	3
4	事業者選定の手続き	4
	(1) 契約締結までのスケジュール	4
	(2) 審査委員会の設置	6
5	募集要項	6
	(1) 募集要項の構成	6
	(2) 募集要項の公表	6
	(3) 募集要項説明会	7
	(4) 主として手続きに関する質疑応答	7
6	参加資格基準	7
	(1) 応募者等について	7
	(2) 応募者等を構成する法人に求める資格	9
	(3) 中核企業に求める資格	9
	(4) S P S企業に求める資格	10
	(5) 特定協力企業に求める資格	10
	(6) 薬品卸業者に求める資格	10
	(7) 入札参加資格の審査	10
	(8) 参加資格の喪失	11
7	参加資格確認	12
	(1) 資格確認申請書類の提出	12
	(2) 資格確認方法	13
	(3) 参加資格確認結果	13
8	有資格者との守秘義務誓約	14
	(1) 守秘義務誓約の提出	14
	(2) 出資しない協力企業等への資料の開示	14
9	参加資格者等に限定した質疑応答	14
	(1) 質疑の受付及び回答	14
	(2) 質疑の方法	15
	(3) 質疑に対する回答	15
10	現場説明会等	15

11	募集要項の補足	15
12	入札書類の提出	16
	(1) 入札書類の提出	16
	(2) 入札の辞退	17
	(3) 入札の無効	17
	(4) 入札に当たっての留意事項	17
	(5) 入札時提出書類の修正等の禁止	17
	(6) 応募提案書類の取扱い	18
	(7) その他	18
13	事業者の決定方法	18
	(1) 落札者の決定方法	18
	(2) 基本協定の締結	19
	(3) S P C の設立	19
	(4) 事業契約の締結と事業者の決定	19
14	入札保証金、契約保証金及び前払金	19
	(1) 入札保証金	19
	(2) 契約保証金	19
	(3) 前払金	20
15	その他	20

東京都（以下「都」という。）は、平成13年12月策定の「都立病院改革マスタープラン」（以下「マスタープラン」という。）及びマスタープランをより具体化した実施計画として平成15年1月に策定した「都立病院改革実行プログラム」に基づき、府中病院を「多摩広域基幹病院（仮称）」として再編整備し運営するとともに、清瀬小児病院・八王子小児病院・梅ヶ丘病院を移転、統合し、「小児総合医療センター（仮称）」として再編整備し、運営すること（以下これらを総称して「本再編整備事業」という。）を計画している。

都は、平成16年12月27日に、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号：以下「PFI法」という。）」第6条の規定に基づき、本再編整備事業の一部に民間活力を活用する「多摩広域基幹病院（仮称）及び小児総合医療センター（仮称）整備等事業」（以下「本事業」という。）を特定事業として選定した。

本入札説明書は、都が、本事業を実施する事業者を総合評価一般競争入札により選定する事業者選定（以下「本入札」という。）に適用するものである。

なお、本事業はWTOに基づく政府調達に関する協定の対象であり、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）が適用されるものである。

1 入札公告日

平成17年3月30日(水)

2 担当部局等

(1) 担当部局

本入札において、本事業の事務を担当する部局（以下「担当部局」という。）は以下のとおりとする。

東京都病院経営本部経営企画部総務課再編整備事業推進係（多摩キャンパス担当）

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎29階南側

電話 03-5320-5807（直通）

03-5321-1111（代表）（内線50-125）

電子メールアドレス：tama-syouni@ml.metro.tokyo.jp

東京都病院経営本部ホームページURL：<http://www.byoin.metro.tokyo.jp/>

(2) 契約担当部局

本入札において、入札手続きを担当する契約担当部局は以下のとおりとする。

東京都財務局経理部契約第一課建築係

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎15階南側

電話 03-5388-2623（直通）

03-5321-1111（代表）（内線26-161）

また、都は、本入札に関して担当部局及び契約担当部局が行う事務に対する助言を行う者として、以下のアドバイザーを置く。

ア 株式会社日本総合研究所

イ アイテック株式会社

- ウ 株式会社横河建築設計事務所
- エ 西村ときわ法律事務所

3 事業概要

(1) 本事業の概要

本事業は、病院との協業を前提に、民間の経営ノウハウ、マネジメント手法を活用して、3(2)に示す業務範囲の要求水準を満たす、医療提供環境の提供及び経営支援のサービス提供業務を行うとともに、これらのサービスを提供するために必要な施設（多摩広域基幹病院（仮称）及び小児総合医療センター（仮称）並びにその附属施設をいう。以下これらを総称して「病院施設等」という。）の建設業務を下記事業実施場所において行うものである。

ア 事業期間

事業契約締結の日から平成37年3月31日まで

イ 事業場所

建設計画地：東京都府中市武蔵台二丁目8番地の4ほか

計画敷地面積：約52,000m²

ウ 整備予定の機能等

	センター的医療機能	重点医療課題
多摩広域基幹病院 入院規模：750床 外来規模：1,500人程度/日	三次救急医療 結核医療 精神科救急医療	がん医療 難病医療 (リウマチ膠原病系・特定内臓系) 骨髄移植医療 障害者歯科医療 心臓病医療 脳血管疾患医療 専門リハビリテーション医療 キャリアオーバー医療
小児総合医療センター 入院規模：600床 外来規模：750人程度/日	小児専門医療 (心臓病・がん医療等) 小児救急医療 小児精神医療 周産期医療	小児結核医療 小児難病医療 小児骨髄移植医療 小児臓器移植医療 思春期医療 障害児歯科医療 キャリアオーバー医療

エ 事業方式

5の募集要項に定める手続きによって決定され、都と事業契約を締結した法人のグループ（以下「事業者」という。）が、都の求めるサービスを提供するための病院施設等を建設（Build）し、その病院施設等の所有権を都に移管（Transfer）した後、その病院施設等において都の求めるサービスを提供（Operate）するBTO方式とする。

(2) 本事業の業務範囲

事業者は、PFI法に基づき、以下の業務を遂行する。

ア サービスプロバイダー業務

委託業務統括機能、経営支援機能、情報システム統括機能、開設準備支援機能（以下これらを総称して「サービスプロバイダー機能」という。）の各機能を提供する業務。

イ 診療技術支援業務

- (ア) 検体検査業務
- (イ) 食事の提供業務
- (ウ) 医療作業業務
- (エ) 医療機器の管理・保守点検業務
- (オ) 患者等の搬送業務

ウ 物品管理関連業務

- (ア) 物品管理業務
- (イ) 滅菌消毒業務
- (ウ) 洗濯業務

エ 調達関連業務

- (ア) 医療器械及び一般備品
- (イ) 薬品
- (ウ) 診療材料及びその他備消耗品

オ 情報管理関連業務

- (ア) 診療情報管理業務
- (イ) 医療事務業務
- (ウ) 一般管理支援業務

カ 病院施設等の建設業務（以下カ(ア)から(ク)の業務を総称して「建設」という。）

- (ア) 施設整備に係る事前調査及びその関連業務
- (イ) 施設の設計及びその関連業務（許認可手続き等）
- (ウ) 施設の建築・土木工事及びその関連業務
- (エ) 周辺影響調査、対策業務
- (オ) 電波障害調査、対策業務
- (カ) 施設の機械・電気・給排水設備工事及びその関連業務
- (キ) 工事監理業務
- (ク) 建設工事に伴う各種申請業務

キ 施設等維持管理業務

- (ア) 清掃業務
- (イ) 施設メンテナンス業務
- (ウ) 保安警備業務

ク その他業務

- (ア) 利便施設運営業務（売店・レストラン・理美容店等）

4 事業者選定の手続き

都は、入札参加資格確認手続きにおいて本事業を実施するにふさわしい資格の有無について確認した後、資格要件を満たした者を対象として総合評価一般競争入札を行う。

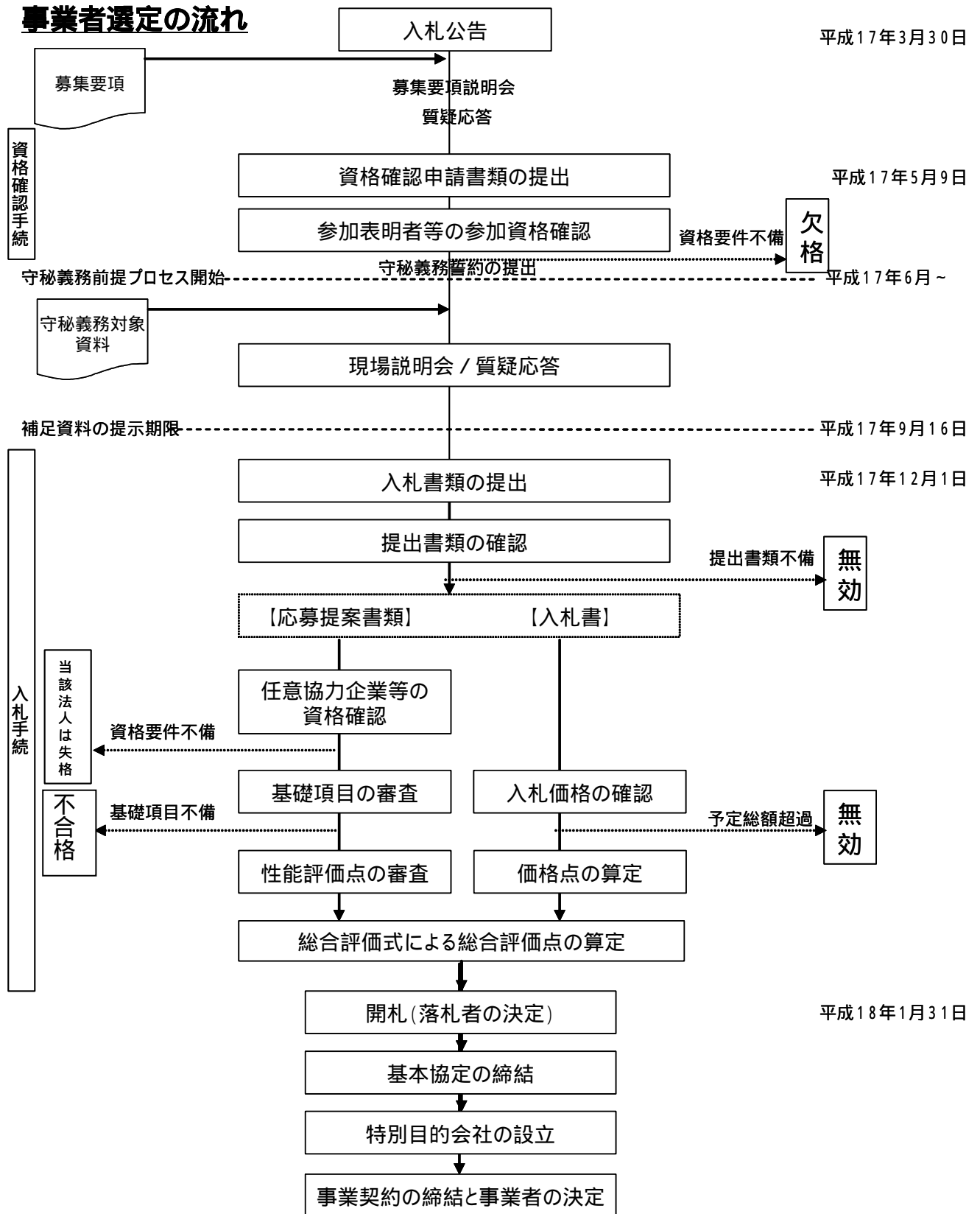
(1) 契約締結までのスケジュール

入札公告後、事業契約締結に至るまでのスケジュールは概ね以下のとおりである。

なお、以降の配布期間や受付期間には、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）は含まない。

ア 入札公告	平成17年3月30日（水）
イ 募集要項説明会	4月12日（火）
ウ 手続きに対する質問受付	4月14日（木）～4月18日（月）
エ 手続きに対する質問回答	4月22日（金）
オ 資格確認申請書等の提出	5月9日（月）
カ 資格確認通知	5月下旬
キ 参加資格者のみに開示する補足資料等提示	6月1日（水）
ク 第1回現場説明会	6月20日の週
ケ 第1回質疑受付	7月4日（月）～7月7日（木）
コ 第1回質疑回答	7月26日（火）
サ 第2回質疑受付	8月1日（月）～8月4日（木）
シ 第2回質疑回答	8月19日（金）
ス 第2回現場説明会	8月22日の週
セ 第3回質疑受付	8月29日（月）～9月1日（木）
ソ 第3回質疑回答	9月16日（金）
タ 補足資料の提示期限	9月16日（金）
チ 入札書類の提出	12月1日（木）
ツ 開札（落札者の決定）	平成18年1月31日（火）
テ 基本協定の締結	ツの終了後速やかに
ト 事業契約の締結	平成18年8月31日まで

事業者選定の流れ



(2) 審査委員会の設置

本事業を推進するに当たって、落札者決定基準の策定、PFI事業者の選定等、事業の推進に必要な事項に関して審議するため、「多摩広域基幹病院（仮称）及び小児総合医療センター（仮称）整備等事業審査委員会」（以下「委員会」という。）を設置している。委員会を構成する審査委員は以下のとおりである。

山内 弘隆（一橋大学大学院 商学研究科 教授）
大道 久（日本大学医学部 医療管理学部門 教授）
小幡 純子（上智大学大学院 法学研究科 教授）
上野 淳（東京都立大学 工学研究科 教授）
石田 朋子（元都立病院改革会議委員（都民代表））
奥田 匠（東京都病院経営本部経営企画部長）
前村 大成（東京都立府中病院長）
林 勉（東京都立清瀬小児病院長）
深津 修（東京都立八王子小児病院長）
市川 宏伸（東京都立梅ヶ丘病院長）
は委員長、 は委員長代理

5 募集要項

(1) 募集要項の構成

募集要項は以下のアからオまでの書類により構成される。アからエまでの書類は事業者が入札書類を作成する前提条件であり、事業契約締結時に契約関係当事者を拘束する要件となるものである。

また、11の手続きに基づき配布する補足資料も募集要項の一部を構成するものであり、特段の定めがない限り、いかなる補足資料（参考資料に該当する資料を除く）も事業契約締結時に契約関係当事者を拘束する要件となるものとする。

ア 入札説明書
イ 要求水準書
ウ 基本協定書案
エ 事業契約書案
オ 参考資料

(2) 募集要項の公表

5(1)で示した募集要項は以下のとおり公表する。ただし、ウの基本協定書案及びエの事業契約書案は本事業の基本契約条件が盛り込まれた（案）の形で提示し、補足資料の提示期限までに、入札の前提となる条件を記載し、明瞭化した形で提示する。

ア 公表方法：都のホームページで公表する。
イ 公表日：平成17年3月30日(水)

(3) 募集要項説明会

都は、以下のとおり募集要項に関する説明会を実施する。

ア 開催日時：平成17年4月12日（火） 午後2時～3時

イ 開催場所：東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都議会議事堂1階南側都民ホール

ウ 申込方法：担当部局の電子メールアドレスに、以下の事項を申込期限までに送信する。

なお、メールの件名は「多摩・小児 募集要項説明会申込み」とすること。

(ア) 企業名

(イ) 参加者名・所属部署名

(ウ) 連絡先

エ 申込期限：平成17年3月30日（水）から4月7日（木）まで

なお、最終日は、午後5時をもって申込みを締め切る。

オ 説明会当日は、本入札説明書を持参すること。

(4) 主として手続きに関する質疑応答

都は、募集要項説明会を開催後、資格確認までの手続きのみに限定した質疑応答を行う。

これ以外の質疑応答は8に規定する参加資格者のみを対象とする。

資格確認までの手続きに関する質問がある場合は、「質疑書」（様式1）に記入し、提出期間内に電子メールにより、担当部局へ提出するものとする。

提出期間最終日における電子メールの受付時間は、午後5時までとする。

なお、口頭、電話等による質問等は受け付けない。

【提出期間】

平成17年4月13日（水）から4月18日（月）まで

提出された質問等に関する回答については、質問者を特定できないようにした上で、都のホームページで公表する。

【回答公表】

平成17年4月22日（金）（予定）

6 参加資格基準

本入札に参加する資格を有する者は、本事業を実施するにふさわしい企画力と資本金等経営能力を備えた法人又は法人のグループ（以下「応募者」という。）とする。

(1) 応募者等について

ア 応募者

応募者はオ(ア)に規定する中核企業及びオ(イ)1)に規定する特定協力企業のうち中核企業が設立する特別目的会社（以下「SPC」という。）に出資する法人にて構成される。SPCは、サービスプロバイダー機能を提供するためにサービスプロバイダー・サポート企業（以下「SPS企業」という。）による補完を受けることが認められ、SPCに出資するSPS企業は応募者を構成する法人とする。

イ 応募者等

応募者とSPCに出資しない特定協力企業を総称して応募者等という。

ウ 応募者等の代表法人

中核企業は、応募者等の代表法人として入札手続きを行うものとする。中核企業が複数法人の場合、応募者は中核企業を構成する法人のうち1者を選定して当該代表法人とする。なお、応募者等を構成する代表法人以外の法人(以下「応募者等の構成員」という。)は、「委任状」(様式2)及び(様式2の2)により、本入札手続きに係る権限を代表法人に委任する。

エ 応募者等を構成する法人の変更について

資格確認申請書類の提出から事業契約の締結に至るまで、応募者等を構成する法人の変更は認めない。ただし、特段の事情があると都が認めた時はこの限りではない。

オ 本事業の実施に關与する法人の定義

本事業を構成する法人は、以下のとおりである。

(ア) 中核企業

- 1) 中核企業とは、都が求める医療提供環境の提供及び病院経営支援サービスを提供する特別目的会社を設立して本事業を主導して実施しようとする法人をいう。
- 2) 中核企業は他の応募者に参加することはできない。
- 3) 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」第8条第3項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第8条第5項に規定する関連会社(以下これらを総称して「関係会社」という。)に該当する各法人は、それぞれ他の応募者に参加することはできない。
- 4) 中核企業は原則1法人とし、基本協定に定める期間、自らが設立するSPCにおいて最多数の議決権を有し、これを維持しなければならない。

中核企業が複数法人により構成される場合、各中核企業は、基本協定に定める期間、自らが設立するSPCにおいて中核企業を除く他の株主より多数の議決権を有し、これを維持しなければならない。

(イ) 協力企業

協力企業とは、SPCが本事業を遂行するに当たって必要な機能を当該SPCに提供する法人をいい、以下の1)と2)とで構成される。

- 1) 本事業において特定の事業遂行を担う協力企業(以下「特定協力企業」という。)
 - aとb及びaとcを同一者が兼ねることは認めるが、bとcを同一者が兼ねることは認めない。
 - a 病院施設等の設計を担当する者(以下「設計担当者」という。)
 - b 病院施設等の施工を請負う者(以下「施工請負者」という。)
 - c 病院施設等の工事監理を担当する者(以下「工事監理者」という。)
- 2) 応募者提案においてSPCにより任意に選定される協力企業(以下「任意協力企業」という。)

なお、薬品調達を調達代行でおこなう場合、SPCに選定され都に薬品を納入する協力企業を「薬品卸業者」という。

- 3) SPCに出資する協力企業は他の応募者に参加することはできない。
- 4) 関係会社の関係にある協力企業のいずれもが、異なる中核企業が主導して設立する特別目的会社に別々に出資することは認めない。

(ウ) SPS企業

- 1) S P S企業とは、S P Cがサービスプロバイダー機能を提供するに当たって、当該S P Cのみでは提供しえない機能を提供する法人をいう。
- 2) S P Cに出資するS P S企業は、他の応募者に参加することはできない。
- 3) 関係会社の関係にあるS P S企業のいずれもが、異なるS P Cに別々に出資することは認めない。

(I) 次の者は、応募者等を構成することはできない。

- 1) アドバイザーが所属する法人及びその関係会社
- 2) 審査委員会委員が属する法人及びその関係会社

(2) 応募者等を構成する法人に求める資格

応募者等を構成する法人は、以下のいずれにも該当しないこと。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- イ 商法（明治32年法律第48号）第381条の規定による整理開始の申立て又は通告がなされている者
- ウ 破産法（平成16年法律第75号）第17条又は第18条の規定による破産手続開始の申立て及び同法附則第3条の規定により、なお、従前の例によることとされる破産事件にかかる同法施行による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条の規定による破産申立てがなされている者
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て及び同法附則第2条の規定により、なお、従前の例によることとされる更生事件にかかる同法施行による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
- オ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て及び平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）同法附則第3条の規定により、なお従前の例によることとされる和議事件にかかる同法施行による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てがなされている者
- カ 東京都競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成6年9月30日付6財経総第756号以下「指名停止要綱」という。）に基づき、現に指名停止の措置を受けている者。
- キ 納期限の到来した法人事業税を滞納している者

(3) 中核企業に求める資格

中核企業は、以下に示す資格をすべて保有すること。

- ア 都の平成17・18年度建設工事等競争入札参加資格有資格者又は平成15・16・17年度物品買入れ等競争入札参加資格有資格者のいずれかであること。
- イ 中核企業が建設業務を担う場合は、6(5)の資格を有しなければならない。
- ウ 中核企業は、サービスプロバイダーとして求められる機能を提供する能力があることを都が示す様式等（「P F I一般競争入札参加資格確認申請書」（様式3）2(2)参照のこと。）により示さなければならない。

(4) S P S企業に求める資格

都の平成17・18年度建設工事等競争入札参加資格有資格者又は平成15・16・17年度物品買入れ等競争入札参加資格有資格者のいずれかであること。

(5) 特定協力企業に求める資格

ア 設計担当者については、以下に示す資格をすべて保有すること。

(ア) 都における平成17・18年度建設工事等競争入札参加資格有資格者であること。

(イ) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

(ウ) 平成7年4月1日から平成17年3月31日までの間に設計が完了した一般病床500床以上の病院設計実績を主契約者として受注していること。

イ 施工請負者については、以下に示す資格をすべて保有すること。

(ア) 都における平成17・18年度建設工事等競争入札参加資格有資格者で、業種07の建築工事に格付けされていること。

(イ) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に基づく特定建設業の許可を受けていること。

(ウ) 同法第27条の23第1項に定める経営事項審査において、直近かつ有効な建築一式の総合評定値が1,200点以上であること。

(エ) 平成7年4月1日から平成17年3月31日までの間に完成した、一般病床500床以上の病院建設の施工実績があること。

なお、その施工実績が共同企業体案件の場合は、当該共同企業体の構成員の中で最大の出資比率を有するものであること。

ウ 工事監理者については、以下に示す資格を保有すること。

(ア) 都の平成17・18年度建設工事等競争入札参加資格有資格者であること。

(イ) 建築士法第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

(6) 薬品卸業者に求める資格

薬品卸業者については、薬事法(昭和35年法律第145号)が規定する卸売一般販売業の許可を得ていること。

(7) 入札参加資格の審査

ア 都における平成17・18年度建設工事等競争入札参加資格のない者が特定協力企業になろうとする場合には、平成17年4月28日(木)までに建設工事等競争入札参加資格の審査申込書ほか必要書類を提出して審査を完了させなければならない。

当該審査に関する詳細については、東京都公報特定調達公告版(平成16年10月1日付特定調達第1131号)第1号及び第2号を参照のこと。

イ 都における平成17・18年度建設工事等競争入札参加資格又は平成15・16・17年度物品買入れ等競争入札参加資格のいずれも有しない者が、中核企業又はSPCに出資するSPS企業になろうとする場合には、平成17年4月28日(木)までに建設工事等

競争入札参加資格又は物品買入れ等競争入札参加資格の審査申込書ほか必要書類を提出して審査を完了させなければならない。

当該審査に関する詳細については、東京都公報特定調達公告版（平成16年3月31日付特定調達第1062号）第9号を参照のこと。

ウ 建設工事等競争入札参加資格申請については、以下によることとする。

(ア) 申請方法

「建設工事等競争入札参加資格確認申請について」（様式4）に、必要書類（様式4に記載のもの）を添付して申請すること。

(イ) 申請場所

東京都財務局契約第一課資格審査係 電話03(5388)2622

所在地 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都庁第一本庁舎15階南側

エ 物品買入れ等競争入札参加資格申請については、現在、平成15・16・17年度競争入札参加資格の随時受付を行っているので、インターネットで申請すること。

ただし、「物品買入れ等競争入札参加資格確認申請について」（様式5）については、必ず(イ)の窓口に出すこと。

また、審査に当たっては、概ね10日間を要するので、注意すること。

様式5の提出がない場合や申請に不備がある等の場合、審査の完了が入札公告に示す本事業の参加確認申請書類提出時間に間に合わないことがある。

(ア) 申請方法

「平成15・16・17年度物品買入れ等競争入札参加資格申請の手引き」及び「平成16年度随時受付について」により、インターネットで申請すること。これらについては、東京都入札情報サービスのホームページを参照すること。

東京都ホームページ（入札情報サービス）：<http://www.e-procurement.metro.tokyo.jp/>

なお、本事業において担当する業務に該当する営業種目がない場合は、類似の営業種目又は「その他の業務委託等」で申請すること。

(イ) 様式5の提出窓口

東京都財務局契約第二課資格審査係 電話03(5388)2632

所在地 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都庁第一本庁舎15階南側

(8) 参加資格の喪失

ア 応募者等を構成する法人が、入札書類の提出までの間に(2)に掲げる資格を欠くこととなった場合は、原則として当該応募者の入札参加資格を取り消す。

ただし、中核企業以外の法人が(2)に掲げる資格を欠くこととなった場合には、(2)に掲げる資格を欠くこととなった法人以外の当該応募者等の残存法人（以下「残存法人」という。）が、(2)に掲げる資格を欠くこととなった法人に代わる新たな法人を補充した上で新たに応募者を構成し、かつ、入札書類の提出日までに入札参加資格の確認申請手続きを完了し、入札参加資格を得られた場合に限り、新たな応募者を入札参加者として入札に参加できるものとする。

なお、新たな法人は、資格要件を満たし、かつ、(2)に示す制限に該当しないこと。

イ 応募者等を構成する法人が、入札書類の提出から落札者の決定までの間に(2)に掲げる資格を欠くこととなった場合は、原則として当該応募者の入札参加資格を取り消す。

ただし、中核企業以外の法人が(2)に掲げる資格を欠くこととなった場合には、残存法人が設立する予定のSPCの事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障を来たさないと都が認めた場合に限り、当該応募者との契約手続きを続行することができるものとする。

この場合、残存法人が設立するSPCに(2)に掲げる資格を欠くこととなった法人に代えて、同等の能力、実績を有する者を協力企業又はSPS企業として参加させることとし、当該法人は都の承認を得なければならない。

ウ 落札者の決定から基本協定の締結までの間に、落札者を構成する法人が(2)に掲げる資格を欠くこととなった場合は、原則として当該落札者の入札参加資格を無効とする。

ただし、中核企業以外の法人が(2)に掲げる資格を欠くこととなった場合には、残存法人が設立する予定のSPCの事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障を来たさないと都が認めた場合に限り、当該落札者との契約手続きを続行することができるものとする。

この場合、残存法人が設立するSPCに(2)に掲げる資格を欠くこととなった法人に代えて、同等の能力、実績を有する者を協力企業又はSPS企業として参加させることとし、当該法人は都の承認を得なければならない。

7 参加資格確認

(1) 資格確認申請書類の提出

中核企業となることを希望する法人（以下「参加表明者」という。）は、6(2)及び(3)に掲げる参加資格を有することを証明するため、「PFI一般競争入札参加資格確認申請書」（様式3）及び資格証明書類（以下総称して「資格確認申請書類」という。）を契約担当部局に提出しなければならない。

参加表明者は、参加表明者に協力してSPCに出資するSPS企業となることを希望する法人がいる場合、当該SPS企業が6(2)及び(4)の参加資格を有することを表明した資格確認申請書類を契約担当部局に提出しなければならない。

また、参加表明者は、特定協力企業がいる場合、これらの特定協力企業が6(2)及び(5)の参加資格を有することを表明した資格確認申請書類を契約担当部局に提出しなければならない。

なお、参加表明者、SPCに出資するSPS企業及び特定協力企業を総称して以下「参加表明者等」という。

ア 提出日：平成17年5月9日（月）

イ 提出時間：午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）

ウ 提出場所：契約担当部局

エ 問い合わせ窓口：担当部局

オ 提出書類

資格確認申請書類の提出は、提出日に提出場所へ必ず持参すること。

なお、提出書類は以下のとおりとする。

(ア) P F I一般競争入札参加資格確認申請書（様式3）

(イ) 施工請負者の施工実績確認書類

当該施工実績が官公庁（国、地方公共団体、公社又は公団をいう。）から受注したものである場合には、その工事に関する竣工時工事カルテ受領書（財団法人日本建設情報総合センターが構築した官公庁工事実績情報データベース（以下「CORINS」という。）への登録により発行されたもの）の写し

当該施工実績がCORINSに登録されていない官公庁工事又は民間から受注したものである場合には、当該工事の契約書原本及び契約設計図書等を提示する。

(ウ) 施工請負者に関する経営事項審査の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（直近かつ申請日時点で有効なもの）の写し

通知日が平成16年3月1日以前の場合には、「経営事項審査結果通知書」（直近かつ申請日時点で有効なもの）の写し

(エ) 施工請負者に関する特定建設業の許可を受けていることを証明する書類等

(オ) 設計担当者及び工事監理者の一級建築士事務所の登録を証明する書類の写し

(カ) 添付書類（全ての参加表明者等に係るもの）

- ・ 会社概要（最新のもの・パンフレット等の使用も可とする）
- ・ 法人事業税納税証明書（本入札説明書の交付開始日以降に交付されたもの）
- ・ 法人登記簿謄本（本入札説明書の交付開始日以降に交付されたもの）

(キ) 6(3)ウの資格を有することを示す書類（様式3参照）

(ク) 提示書類

- ・ 設計担当者の設計実績を確認できる契約書原本及び仕様書等
- ・ 全ての参加表明者等の平成17・18年度建設工事等競争入札参加資格受付票又は平成15・16・17年度物品買入れ等競争入札参加資格受付票

(2) 資格確認方法

参加表明者等の資格確認は、「資格確認基準」（別紙1）に基づき、7(1)で提出された資格確認申請書類の書類審査と、参加表明者がサービスプロバイダー機能を提供するにあたり主要な役割を担うことを予定する者に対する審査委員会による面接（以下「資格確認面接」という。）によって行う。資格確認面接には、落札者となった場合、要求水準書第2の1（サービスプロバイダー業務）（1）イ(イ)a「経営陣」のうち、最高経営責任者として開設準備期間中にわたり経営担当チームを率いていくことを約束する者の参加を求める。資格確認面接の日時及び場所は、参加表明者の資格確認申請書に記載のある登録電子メールアドレス（以下「登録電子メールアドレス」という。）宛に別途通知するが、概ね5月第3週又は第4週を予定している。

(3) 参加資格確認結果

参加資格確認の結果は、P F I一般競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

なお、この入札に参加する資格がないとされた者については、同通知書にその理由を付記する。

8 有資格者との守秘義務誓約

(1) 守秘義務誓約の提出

7に示す参加表明時の資格確認後、中核企業、SPCに出資するSPS企業及び特定協力企業となりえる資格を得た者（ただし、特定協力企業においては、SPCに出資する法人に限る）であって、担当部局に「守秘義務の遵守に関する誓約書」（様式6-1）を提出した者（以下「参加資格者」という。）は、守秘義務の対象となる資料（以下「守秘義務対象資料」という。）を担当部局から受け取ることができる。

(2) 出資しない協力企業等への資料の開示

6(1)オ(イ)で定義した協力企業のうちSPCに出資しない法人若しくは6(1)オ(リ)で定義したSPS企業のうちSPCに出資しない法人（以下これらを総称して「出資しない協力企業等」という。）に対して守秘義務対象資料を開示したい場合、参加資格者は、「協力企業等への資料開示申込書」（様式7）を担当部局に届け出て、当該出資しない協力企業等の資格の確認を得なければならない（ただし、SPCに出資しない特定協力企業は資格確認済みのため、資格確認手続は不要）。担当部局による資格確認の後、資料開示の承認を与えられた出資しない協力企業等は「守秘義務の遵守に関する誓約書」（様式6-2）を担当部局に提出する。参加資格者は、担当部局に様式6-2で示す守秘義務誓約書を提出した出資しない協力企業等（以下「承認協力企業」という。）に、守秘義務対象資料を開示することができる。

なお、承認協力企業は、その協力する参加資格者がその資格を喪失した場合、ただちにその資格を喪失する。

9 参加資格者等に限定した質疑応答

都は、参加資格者及び承認協力企業（以下「参加資格者等」という。）のみを対象として、質疑の受け付け及び回答を行う。

ただし、これらの対応は代表法人が当該代表法人が所属する参加資格者及び参加資格者の承認協力企業のものを取りまとめて担当部局との連絡に当たることとする。

なお、担当部局から参加資格者に電子メールで連絡を行う際には、登録電子メールアドレス宛に行うこととする。

(1) 質疑の受付及び回答

ア 第1回

(ア) 受付期間：平成17年7月 4日（月）から7月 7日（木）まで

(イ) 回答日時：平成17年7月26日（火）

イ 第2回

(ア) 受付期間：平成17年8月 1日（月）から8月 4日（木）まで

(イ) 回答日時：平成17年8月19日（金）

ウ 第3回

(ア) 受付期間：平成17年8月29日（月）から9月 1日（木）まで

(イ) 回答日時：平成17年9月16日（金）

(2) 質疑の方法

参加資格者等のうち質疑のある者は、代表法人が取りまとめて、「質疑書」(様式1)に、その内容を簡潔に記載し、担当部局の電子メールアドレス宛に送信することとする。原則として、持込み又は郵送による書類、口頭、電話等による質疑は受け付けない。

ただし、質疑応答を正確に表現するために図面等が必要な場合は、図面等の持込み又は郵送することを認める。持込みの場合の受付時間は質疑受付期間の午前9時から午後5時までの間とし、受付場所は担当部局とする。なお、郵送の場合はそれぞれの質疑の受付期間の最終日までに必着のこと。

担当部局は、質疑受付期間の毎日午後5時までの受領分について、受信したことを確認する旨の返信メールを、代表法人の登録電子メールアドレス宛に当日中に発信する。ただし、質疑を受け付けた日が、東京都の休日に関する条例(平成元年条例第10号)第1条第1項から第3項に規定する日の場合は、次の開庁日に発信する。

質疑受付の終了時刻に関しては受付場所における着信主義とし、受理するかどうかの判断は担当部局が行うものとする。当該質疑に関する質問者からの受信確認の連絡は受け付けないものとする。なお、担当部局のシステムダウン等により受付場所にて電子メールを受信できなくなった場合は、担当部局が参加資格者に、対応方法について速やかに連絡を行う。

(3) 質疑に対する回答

担当部局は、参加資格者等からの質問とそれに対する都の回答を示した質疑回答書を作成し、すべての参加資格者等の登録電子メールアドレス宛に発信する。質疑回答書においては、質問者を特定できないようにする。

10 現場説明会等

参加資格者等が、本整備事業の特徴を十分に理解することができるよう、移転統合前の4病院における現場説明会を開催することを予定している。開催時期は、資格審査確認後9の質疑応答前の時期と、9の質疑応答を複数回実施した後の時期の2回を予定している。詳細は、11の手続きに従って示す現場説明会等要領による。

また、参加資格者等は、現場説明会等要領に従って事業実施場所の視察及び調査を行うことができる。

11 募集要項の補足

都は募集要項の補足資料を公表することができるものとする。ただし、都の補足資料の提示期限は平成17年9月16日(金曜日)とし、以降追加資料の提示は行わないものとする。

補足資料の提示は、参加資格者等に対し、登録電子メールアドレス宛への電子メールの送信またはその他都が適当とみなす方法により行うものとする。参加資格者等は、補足資料の受領後速やかに、担当部局宛に電子メールにより追加資料を受領したことを通知するものとする。

公募開始時点で、以下の補足資料の提示を予定している。

- ア 参加資格者及び承認協力企業のみを開示する補足資料(平成17年6月1日予定)
- イ 現場説明会等要領(平成17年6月1日提示予定)

- ウ 入札書類作成要領（平成17年6月1日提示予定）
- エ BPR提案を求める設問（平成17年9月16日までに提示予定）
- オ 基本協定書案（平成17年9月16日までに提示予定）
- カ 事業契約書案（平成17年9月16日までに提示予定）

12 入札書類の提出

(1) 入札書類の提出

参加資格者は、入札書類届出書、入札書及び本事業に対する提案内容を記載した応募提案書類（以下これらを総称して「入札書類」という。）を、以下に従い提出する。

入札書類を提出した参加資格者を「入札参加者」といい、入札参加者とSPCに出資しないSPS企業及びSPCに出資しない協力企業を総称して「入札参加者等」という。

なお、提出日に入札書類を提出しない者は、本入札に参加することができない。

ア 入札書類届出書（様式8）及び役割分担届出書（様式9）

代表法人を代表者として「入札書類届出書」（様式8）を作成すること。

「役割分担届出書」（様式9）には、入札参加者以外のSPCに出資しないSPS企業及びSPCに出資しない協力企業も含めたすべての法人の役割分担及び担当責任者の氏名、連絡先を記載すること。なお、薬品を調達代行する場合、薬品卸業者が6(6)の資格を保有することを示す書類を役割分担届出書に添付すること。

イ 入札書（様式10）

封印したものを1部用意すること。

ウ 応募提案書類の種類及び部数

応募提案書類は、以下のとおりとし、指示のない書類その他説明用資料等の添付は認めない。

なお、応募提案書類は、11に従い提示する入札書類作成要領（平成17年6月1日提示予定）にしたがって作成すること。

- | | |
|-------------------------|-----|
| (ア) 提案趣旨説明書 | 30部 |
| (イ) BPR提案書 | 30部 |
| (ウ) セルフモニタリング提案書 | 30部 |
| (エ) 提案業務仕様書 | 30部 |
| (オ) 病院施設設計提案書 | 30部 |
| (カ) 調達方法提案書 | 30部 |
| (キ) 事業計画書 | 30部 |
| (ク) 指定された上記の情報を格納した電子媒体 | 一式 |

エ 提出日時及び提出場所

- | | | |
|---|---|-------|
| (ア) 提出日時 | 平成17年12月1日（木） | 午前10時 |
| (イ) 提出場所 | 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎北側4階
第1入札室 | |
| (ウ) 郵送（書留）又は信書便（書留に準ずるもの）による場合の入札書類受領期限及び宛先 | 受領期限：平成17年11月29日（火）必着 | |

(2) 入札の辞退

P F I 一般競争入札資格確認結果通知書を送付された参加資格者は、入札時まで随時入札を辞退することができる。

本入札を辞退する場合は、平成17年11月30日(水)までに「入札辞退届」(様式11)を契約担当部局に直接持参するか、平成17年11月29日(火)必着で郵送すること。

また、入札書提出日において本入札を辞退する場合は、入札辞退届又はその旨を記載した入札書を入札を執行する者に提出すること。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は無効とする。

- ア 入札に参加する資格がない者がした入札
- イ 「資格確認申請書類」その他の一切の書類に虚偽の記載をした者の入札
- ウ 郵便等により入札書類を提出する場合において、その送付された入札書類が定められた日時までに定められた場所に到着しないもの
- エ 入札書類の記載事項が不明なもの又は入札書類に記名若しくは押印のないもの
- オ 入札書類が不足しているもの
- カ 2通以上の入札書を提出したもの
- キ 他人の代理を兼ね又は2人以上の代理をしたものに係る入札
- ク 入札書の金額を改ざんし又は訂正したもの
- ケ 一定の金額で価格を表示していないもの
- コ 入札について不正な行為があったとき
- サ 予定総額を超える金額で入札したもの
- シ その他入札に関する条件に違反したとき

(4) 入札に当たっての留意事項

- ア 入札に当たっては、入札参加者の代表法人の代表者又は代理人のみが参加できる。
- イ 入札に当たっては、入札参加者等は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)」に抵触する行為を行ってはならない。また、公正に入札を執行できないと認められる場合又はそのおそれがある場合は、当該入札参加者を入札に参加させず又は入札の執行を延期し若しくは取り止めることがある。なお、後日、不正な行為が判明した場合には、契約の解除等の措置をとることもある。
- ウ 入札参加者等の構成員が入札までの間に、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する場合、指名停止要綱に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合又は経営不振の状態にある場合には、入札に参加することができない。

(5) 入札時提出書類の修正等の禁止

入札書類の提出後の修正、差し替え、再提出又は撤回することは認めない。ただし、この

規定は審査の過程において、都がこれらの書類の明瞭化作業を行うことを妨げない。

(6) 応募提案書類の取扱い

ア 著作権

応募提案書類の著作権は、入札参加者等に帰属する。ただし、都は、本入札実施に関する報告等のため、必要な場合には応募提案書類の内容を無償で使用できるものとする。

イ 提出書類の取扱い

応募提案書類その他入札参加者等から提出された書類は、本公募実施に関する報告等のため必要な場合を除き、入札参加者等の許可を得なければ公表しない。

ウ 提出書類の返却

応募提案書類その他入札参加者等から提出された書類は返却しない。

(7) その他

都は、入札書類の提出があった時点で、入札参加者等（ただし、中核企業と特定協力企業に限る。）の名称を公表することができるものとする。

入札書類に関する問い合わせ先は担当部局とする。

13 事業者の決定方法

(1) 落札者の決定方法

落札者は、以下の二段階の手順を経て決定され、落札者決定後に公表される。

ア 基礎項目の審査

以下の形式審査を行う。(ア)の資格を満たしていない場合、当該任意協力企業及びSPS企業は失格とし、(イ)及び(ウ)の基礎項目が不備の場合、当該入札参加者を不合格とする。

(ア) 任意協力企業及びSPCに出資しないSPS企業の資格確認

(イ) 応募提案書類についての形式審査

- 1) 必要な書類がそろっているか
- 2) 書類間で整合しているか

(ウ) 提案業務仕様と要求水準及び入札金額内訳との適合性の確認

下記について審査を行うが、応募提案書類が不備の場合、当該応募者は不合格

- 1) すべての業務について要求水準を満たした仕様が提案されているか
- 2) すべての業務について、提案業務仕様と入札金額の内訳が整合的か
- 3) すべての業務の要求水準及び契約条件を遵守する約束をしているか

イ 性能評価点の審査

アの基礎項目の審査を通過した入札参加者（以下「最終審査対象者」という。）を対象に、審査委員会が「落札者決定基準」（別紙2）に従い性能評価点について審査し、性能評価点を決定する。

ウ 開札

日時：平成18年1月31日（火）午前10時

場所：東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎北側4階 第1入札室

開札は、入札参加者又はその代理人の立会の上行うものとし、入札参加者又はその代

理人が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない都職員を立ち会わせる。

エ 落札者の決定

「予定総額及び参考価格」（別紙３）に示す予定総額を超過していない最終審査対象者の入札価格を「落札者決定基準」４に定める価格点算定式により価格点に換算し、この価格点とイで決定した性能評価点とを「落札者決定基準」５に定める総合評価式により合算して、最も高い総合評価点の者を「落札者」とする。

なお、総合評価点の最も高い者が２者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。当該者のうちくじを引かない者がいるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わりにくじを引き落札者を決定する。

(2) 基本協定の締結

落札者は、速やかに都と基本協定を締結する。

(3) ＳＰＣの設立

基本協定を締結した落札者は、基本協定の締結後速やかに、基本協定で求めるＳＰＣを設立する。ＳＰＣ設立時、落札者は、ＳＰＣの議決権株式の過半数を保有するものとする。

(4) 事業契約の締結と事業者の決定

都と(3)で設立されたＳＰＣとは、都が特段の理由があると認める場合を除き、平成１８年８月３１日（以下「事業契約締結期限」という。）までに事業契約を締結しなければならない。なお、事業契約を締結した落札者が事業者となる。

14 入札保証金、契約保証金及び前払金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

13(3)に従い設立されたＳＰＣは、施設整備費の１００分の１０以上の契約保証金を契約締結前までに納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合については、契約保証金の納付を免除する。

ア ＳＰＣが、病院施設等の設計及び施工に関して、東京都を被保険者とし、13(4)の事業契約に定める開設準備期間を保険期間とする施設整備費の１００分の１０以上に当たる額の履行保証保険契約を締結し、13(4)の事業契約締結前に当該履行保証保険に係る保険証券を東京都に提出したとき。

イ ＳＰＣが、施工請負者をして、病院施設等の設計及び施工に関して、ＳＰＣを被保険者とし、13(4)の事業契約に定める開設準備期間を保険期間とする施設整備費の１００分の１０以上に当たる額の履行保証保険契約を締結させ、かつ、ＳＰＣの費用負担で当該履行保証保険契約に基づく履行請求権及び保険金請求権につき、東京都を質権者とする質権を設定したとき。

ウ ＰＦＩ一般競争入札資格確認通知書において、契約保証金の納付を要しないものとされ

たとき。

(3) 前払金

前払金は、東京都病院事業財務規則（昭和47年東京都規則第52号）第54条第8項の規定により支払う。

15 その他

- (1) 事業契約締結に至る上記のすべての手続のうち、応募者として実施する行為に関しては、応募者は自らの責任と費用負担によりこれを行う。
- (2) 本事業に関する全ての意思疎通は書面によるものとし、そこに用いる言語は日本語とする。
- (3) 応募に関する提案書類、質疑、審査等における通貨は円、単位はメートル法による。本説明書に関して用いる日時は、日本標準時とする。
- (4) この入札における競争入札参加資格の確認その他の手続に関しては、「特定調達契約に係る苦情処理手続き」（平成14年3月27日付特定調達第790号第1号）により、東京都入札監視委員会（連絡先：東京都財務局経理部総務課 電話 03-5388-2607（ダイヤルイン））に対して苦情を申し立てることができる。

別紙 1：資格確認基準

1 資格確認の項目と配点

【形式審査項目】

	審査の視点	応募者に記入を求める最低限の内容	配点
中核企業、SPCに出資するSPS企業及び特定協力企業の資格確認	<ul style="list-style-type: none"> 入札説明書6(3)ウ以外の参加資格が満たされていることを確認する。 資格確認申請書類が過不足なく提出されていることを確認する。 資格確認申請書類の内容が書類間で整合していることを確認する。 		

【実質審査項目】

	審査の視点	応募者に記入を求める最低限の内容	配点
統合マネジメント能力 (経営体制)	<ul style="list-style-type: none"> サービスプロバイダーとしての機能を適切に発揮するために必要な見識及び意欲を有しているか、について審査する。 適切な経営体制構築の考え方を有しているか、経営担当チームは実績があり意欲的か、について審査する。 	<ul style="list-style-type: none"> 経営方針(求めている機能についての考え方) 経営担当チーム体制図 経営担当チーム担当予定者及びその実績 経営担当チームの継続性の実現方法 SPS企業による補充体制(SPS企業が経営担当チームを補充する場合) SPS企業概要(実績含む。) 	40点
コミュニケーション能力 (東京都との協業)	<ul style="list-style-type: none"> 病院経営における、都のパートナーとしての、事業者のコミュニケーション能力を審査する。 	<ul style="list-style-type: none"> 都が求める病院内の会議(日常的な業務に関する会議、首脳部を構成員とする会議、紛争解決のための会議等)への出席の約束 上記の会議も含めた都と事業者とのコミュニケーションのあり方についての提案 	4点
業務プロセス再編(BPR)能力 (委託業務の包括契約)	<ul style="list-style-type: none"> 委託業務の業務プロセス再編能力を審査する。 (業務再編の対象、業務間の連携・調整体制、病院の都直営業務部分も含めた業務再編の考え方、業務再編の実効性・効果の具体例) 	<ul style="list-style-type: none"> BPRの対象業務案と実施するBPRの概要 BPRの実施方法 	20点
モニタリング能力 (性能発注の監視)	<ul style="list-style-type: none"> モニタリングの手法等、サービスの質を適切に保つ能力について審査する。 	<ul style="list-style-type: none"> サービス水準を保つ方法についての具体的な考え方 都が示したモニタリングの考え方に対応した、セルフモニタリング体系の構築方法に関する考え方 	8点
人材・協力企業の選定・マネジメント能力 (長期契約)	<ul style="list-style-type: none"> 事業者(協力企業を含む)職員の質を確保する能力を審査する。 サービスプロバイダーとしての協力企業の選定能力を審査する。 協力企業の管理について、サービスプロバイダーとして適切な考え方を有しているかについて、審査する。 	<ul style="list-style-type: none"> 長期継続的な業務遂行の考え方 協力企業選定の考え方 職員採用の考え方 研修教育の考え方 地元企業の活用に関する考え方 	8点
変化に対応する施設整備能力 (長期契約)	<ul style="list-style-type: none"> 環境の変化に柔軟に対応する施設整備の能力を審査する。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設基準の変更や疾病構造の変化などの、医療環境の変化等に柔軟に対応するための施設整備の考え方 	20点
		計	100点

2 資格確認の基準

以下を資格確認の要件とする。

- ・ 中核企業、SPCに出資するSPS企業及び特定協力企業が形式審査項目を満たしていること。形式審査項目を満たしていなければ欠格とする。
- ・ 実質審査項目の合計点が70点以上であること。
- ・ 実質審査項目6項目すべての評価項目において0点に該当しないこと。

【実質審査項目】

	配点	基準				
		5	4	3	2	1
統合マネジメント能力 (経営体制)	40点	40点	30点	20点	10点	0点
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営方針が極めて優れており、非常に現実的かつ意欲的である。 ・ 大変優れたSPの体制が整えられることが期待できる。 ・ 経営担当チームのメンバーは十分な実績がありかつ非常に意欲的である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営方針が優れており、現実的かつ意欲的である。 ・ 優れたSPの体制が整えられることが期待できる。 ・ 経営担当チームのメンバーは十分な実績がありかつ意欲的である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的な経営方針があり、現実的である。 ・ 求めているSPの体制が整えられることが期待できる。 ・ 経営担当チームのメンバーは十分な実績がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的な経営方針はある。 ・ 求めているSPの体制が整えられることが期待できる。 ・ 経営担当チームのメンバーは実績はある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営方針が抽象的である。 ・ 求めているSPの体制が整えられることが期待できない。 ・ 経営担当チームのメンバーの実績が足りない。
コミュニケーション能力 (東京都との協業)	4点	5	4	3	2	1
		4点	3点	2点	1点	0点
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 都と事業者とのコミュニケーションに関する提案が非常に優れており極めて具体的である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都と事業者とのコミュニケーションに関する提案が優れており具体的である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都と事業者とのコミュニケーションに関する具体的な提案がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都と事業者とのコミュニケーションに関する提案がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都と事業者とのコミュニケーションに関する提案がない。
業務プロセス再編(BPR)能力 (委託業務の包括契約)	20点	5	4	3	2	1
		20点	15点	10点	5点	0点
		<ul style="list-style-type: none"> ・ BPR提案について必要な項目を挙げており、その再編の考え方が大変優れており、極めて具体性もある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ BPR提案について必要な項目を挙げており、その再編の考え方が優れており、具体性もある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ BPR提案について必要な項目を挙げており、その再編の考え方として一定のものを示している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ BPR提案について一定の項目を挙げているが都が想定しているものと合致していない。再編の考え方についても一定のものを示しているが具体性に欠ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務プロセス再編の実現があまり期待できない。

	配点	基準				
		5	4	3	2	1
モニタリング能力 (性能発注の監視)	8点	8点	6点	4点	2点	0点
		<ul style="list-style-type: none"> 都の示したモニタリングの考え方を大変良く理解している。また、セルフモニタリングの考え方が非常に優れており、実効性が大変期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 都の示したモニタリングの考え方を大変良く理解している。また、セルフモニタリングの考え方が優れており、実効性が期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 都の示したモニタリングの考え方を良く理解している。また、一定の実効性が期待できるセルフモニタリングの考え方を有している。 	<ul style="list-style-type: none"> 都の示したモニタリングの考え方を良く理解しているが、セルフモニタリングの考え方が実効性を欠く。 	<ul style="list-style-type: none"> 都の示したモニタリングの考え方を理解していない。
人材・協力企業の選定・マネジメント能力(長期契約)	8点	8点	6点	4点	2点	0点
		<ul style="list-style-type: none"> 良質な人材、協力企業の確保の考え方が非常に優れており、実効性が期待できる。 長期契約における変化対応の重要性を十分に認識し、そのための「学習する組織」を構築する考え方が非常に優れており、実効性が期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 良質な人材、協力企業の確保の考え方が優れており、実効性が期待できる。 長期契約における変化対応の重要性を十分に認識し、そのための「学習する組織」を構築する考え方が優れており、実効性が期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 良質な人材、協力企業の確保の考え方を有しており、実効性が期待できる。 長期契約における変化対応の重要性を認識し、そのための「学習する組織」を構築する考え方を有しており、実効性が期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 良質な人材、協力企業の確保の考え方を有しているが、実効性に疑問が残る。 長期契約における変化対応の重要性を認識しており、そのための「学習する組織」を構築する考え方を有しているが、実効性に疑問が残る。 	<ul style="list-style-type: none"> 良質な人材、協力企業の確保の考え方を有していない。 長期契約における変化対応の重要性を認識しておらず、そのための「学習する組織」を構築する考え方も有していない。
変化に対応する施設整備能力 (長期契約)	20点	20点	15点	10点	5点	0点
		<ul style="list-style-type: none"> 医療環境の変化に柔軟に対応できる設計の考え方が非常に優れており、実効性が期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 医療環境の変化に柔軟に対応できる設計の考え方が優れており、実効性が期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 医療環境の変化に柔軟に対応できる設計の考え方を有しており、実効性が期待できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 医療環境の変化に柔軟に対応できる設計の考え方を有しているが、実効性に疑問が残る。 	<ul style="list-style-type: none"> 医療環境の変化に柔軟に対応できる設計の考え方を有していない。
計	100点					

別紙 2 : 落札者決定基準

1 総合評価の審査項目と配点

【形式審査項目】

審査項目		配点
書類についての形式審査	<ul style="list-style-type: none"> ・応募提案書類が過不足なく提出されていることを確認する。 ・応募提案書類の内容が書類間で整合していることを確認する。 	満たしていなければ当該法人は失格。
任意協力企業及びSPCに出資しないSPS企業の資格確認	<ul style="list-style-type: none"> ・資格確認基準が満たされていることを確認する。 	

基礎審査項目	提案業務仕様書	<ul style="list-style-type: none"> ・多摩広域基幹病院（仮称）及び小児総合医療センター（仮称）整備等事業のすべての業務について、要求水準を満たした仕様が提案されていることを確認する。 ・すべての業務について、提案される仕様と入札金額の内訳（人工）とが、整合性があることを確認する。 ・すべての業務の要求水準（手続要件を含む）を遵守する約束をしていることを確認する。 	満たしていなければ不合格。
--------	---------	--	---------------

【実質審査項目】

審査項目			配点		
性能評価点	業務実施能力	建設能力	<ul style="list-style-type: none"> ・約束した工事費を超過しないことを約束する。 ・建設の要求水準（手続要件を含む）を遵守することが前提であることを確認する。 ・達成可能な工期短縮を約束する。 ・要求水準を満たした設計能力があることを確認する。 	35点	210点 (70%)
		調達能力	<ul style="list-style-type: none"> ・調達関連の要求水準（手続要件を含む）を遵守することが前提であることを確認する。 ・具体的な調達方法を示し、提示した個別機器を適切にグループ化した単位での値引率を約束する。 ・提示した薬品リスト総体に対する加重平均した薬価からの値引率を約束する。 ・提示した診療材料等リスト総体に対する加重平均した定価からの値引率を約束する。 	35点	
	サービスプロバイダー（SP）としての能力	提案	<ul style="list-style-type: none"> ・提示した設問¹に対して業務プロセス再編の具体的な実現方法を提案させることにより、業務マネジメント能力を審査する。 	100点	
	業務の質の維持向上及び人材育成能力	セルフモニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ・業務改善方法の具体的な実現方法としてセルフモニタリングの具体的な方法を審査する。 	20点	
		人材・協力企業の選定/マネジメント	<ul style="list-style-type: none"> ・協力企業選定の具体的な実現方法、人材マネジメントの具体的な実現方法を提案させることにより、品質マネジメントの能力を審査する。 		
統合マネジメント能力	経営体制/事業構造	<ul style="list-style-type: none"> ・委託業務を包括的に契約し、業務遂行していくための具体的な実現方法、経営体制及び事業構造をどのように組み立てているかを審査する。 	20点		
価格点	入札価格	<ul style="list-style-type: none"> ・入札金額が予定総額以下であることを確認する。 ・入札金額の内訳合計が入札金額と合致することを確認する。 	90点	90点 (30%)	

¹ 設問の出題は [10] 問程度を想定しており、 [6] 問を第 1 回現場説明会終了後、残りを補足資料の提示期限までに参加資格者に提示する。

2 審査項目ごとの提出書類

【形式審査項目】

審査項目	提出書類
書類についての形式審査	-
任意協力企業及びSPCに出資しないSPS企業の資格確認	入札書類届出書 役割分担届出書（応募者を構成するすべての法人が欠格条項に該当しない旨表明）

基礎審査項目	提案業務仕様書（各業務）、事業計画書（添付資料：見積内訳及び根拠他）等の確認
--------	--

【実質審査項目】

審査項目		提出書類
性能評価点	業務実施能力	建設能力 ・病院施設設計提案書（添付資料：1 / 6 0 0 程度の平面プラン 立面図、断面図、配置計画図、外観イメージ図） 調達能力 ・調達方法提案書（添付資料：値引率を約束した調達リスト）
	サービスプロバイダー（SP）としての能力	・BPR提案書
性能評価点	業務の質の維持向上及び人材育成能力	セルフモニタリング ・セルフモニタリング提案書 人材・協力企業の選定 / マネジメント ・提案業務仕様書（サービスプロバイダー業務）
	統合マネジメント能力	・提案業務仕様書（サービスプロバイダー業務）
価格点	入札価格	・入札書 ・開札後に事業計画書記載の数字と入札書記載の入札額との整合性を確認する。

3 性能評価点決定の方法

審査委員が配点に従い採点する。採点方法等の詳細は審査委員会で決定し、補足資料の提示期限までに提示する。

4 価格点算定式 $\text{価格点} = 90 - \left((\text{入札価格} - \text{最低価格}) \times \text{係数} \left(\frac{7}{10} \right) \right)$

：入札価格：当該最終審査対象者の入札価格

最低価格：すべての最終審査対象者の入札価格の中で最も価格の低い最終審査対象者の入札価格

5 総合評価式

総合評価点 = 性能評価点 + 価格点

別紙 3： 予定総額及び参考価格

都は、本事業に要する費用を一本化したサービスの対価（以下「PFI委託費」という。）を、事業者を支払う。PFI委託費は、利用量等の多寡に係わらず支払われる固定費と、利用量等に連動する変動費とにより構成される。本入札にあたっては、変動費を計算するための利用量等として、参考資料第3に示す数値を参考として使用すること。本入札における事業契約期間にわたるPFI委託費の上限として予定総額（消費税込み）を示し、併せて費目の性格により区分した参考価格（消費税込み）を示す。

なお、本事業の予定総額は、平成17年度第1回東京都議会定例会における予算額の可決をもって確定する。

1 予定総額：259,120,201千円

2 参考価格*1

(1) 施設整備費等*2	: 53,560百万円
(2) 医療器械及び一般備品*3	: 12,405百万円
(3) 薬品*4	: 72,005百万円
(4) 診療材料等*5	: 38,191百万円
(5) 光熱水費*6	: 16,558百万円
(6) 委託料等*7	: 66,402百万円

- * 1： 参考価格は、予定総額の内訳をあくまでも参考として百万円単位で提示するものであり、事業者の入札額の内訳を拘束するものではない。
- * 2： 病院施設等の施設整備に係る参考価格。なお、この部分のサービス対価支払いの原資として都は主に起債を活用するため、一本化払いではあるが他の用途への活用はできない。
- * 3： 多摩広域基幹病院（仮称）及び小児総合医療センター（仮称）（以下これらを総称して「本病院」という。）開設に当たって、別途都が直接調達あるいは移設する医療器械及び一般備品（以下「医療器械等」という。）を除く、開設準備期間に本病院に整備すべき一切の医療器械等（ただし10万円以上かつ耐用年数1年以上のものをいう。）の調達に係る参考価格（当該調達事務に要する経費を含まない）。なお、この部分のサービスの対価支払いの原資として都は主に起債を活用するため、一本化払いではあるが他の用途への活用はできない。
- * 4： 事業期間にわたる、特殊品を除く、本病院で通常使用する一切の薬品の調達に係る参考価格（当該調達事務に要する経費を含まない）。ただし、検体検査に係る試薬及び給食材料はここに含まれず、(6)に含まれる。
- * 5： 事業期間にわたる、特殊品を除く、本病院で通常使用する一切の診療材料及びその他備消耗品の調達に係る参考価格（当該調達事務に要する経費を含まない）。
- * 6： 事業期間の本病院運営に係る一切の光熱水費の参考価格。
- * 7： (1)～(5)を除いたすべての本事業の委託範囲の業務の参考価格

別紙4：開札要領

日時：平成18年1月31日（火）午前10時

場所：東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎北側4階 第一入札室

手順：入札参加者の代表法人の立会いの下、下記の手順で行う。

- 1 手順の説明
- 2 封印された審査委員会の審査結果の立会者への説明
(審査委員会会場にて封印した審査結果を、弁護士等が審査委員会会場から入札室に運ぶことを想定。この時点では審査結果はまだ封印されたまま。)
- 3 立会者による、保管されていた入札書の同一性の確認
- 4 最終審査対象者の入札書の開封
- 5 開封した最終審査対象者の入札書記載の数字が予定総額を超過していないか否かの確認
- 6 予定総額を超過していない最終審査対象者の入札価格の読上げ(パソコンへの入力により自動的に価格点が計算されプロジェクターに示される)
(入札書を提出した者で最終審査対象者に残れなかった者及び予定総額を超過した者についてその旨の説明)
- 7 審査結果の開封
- 8 審査結果(性能評価点)の読み上げ(パソコンへの入力)
- 9 8の結果、自動的に総合評価点が計算されプロジェクターに示される。
- 10 開封された入札価格と当該最終審査対象者の事業計画との整合性の確認
- 11 落札結果の読上げ
なお、総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。当該者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わりにくじを引き落札者を決定する。

(様式1)

「多摩広域基幹病院(仮称)及び小児総合医療センター(仮称)整備等事業」
質 疑 書

平成 年 月 日

東京都知事 へ

平成17年3月30日付で入札公告がありました「多摩広域基幹病院(仮称)及び小児総合医療センター(仮称)整備等事業」の募集要項を閲覧したところ、別添の事項について質疑があるので質疑書を提出します。

質疑者 商号又は名称

代表者氏名

連絡先(所属・氏名・電話番号・電子メールアドレス)

(様式2)

平成 年 月 日

委任状

東京都知事 あて

応募者等の 構成員	所在地 商号又は名称 代表者名	印
〃	所在地 商号又は名称 代表者名	印
〃	所在地 商号又は名称 代表者名	印
〃	所在地 商号又は名称 代表者名	印
〃	所在地 商号又は名称 代表者名	印

私は、下記の法人をグループの代表法人とし、資格確認申請書類の提出日からSPC設立日まで、「多摩広域基幹病院（仮称）及び小児総合医療センター（仮称）整備等事業」に関する東京都との契約について、次の権限を委任します。

ただし、上記期間内に契約を締結したのものにかかる支払代金又は保証金及び保証物の請求、領収については、期間後もなお委任の効力を有するものとします。

受任者	所在地 商号又は名称 代表者名	印
委任事項	1 下記事業に関する入札への参加資格確認申請について 2 下記事業に関する見積り及び入札について 3 下記事業に関する入札辞退について 4 下記事業に関するSPC設立以前の契約に関することについて 5 復代理人の選任について	
事業名	多摩広域基幹病院（仮称）及び小児総合医療センター（仮称）整備等事業	

(様式2の2)

平成 年 月 日

委任状

東京都知事 あて

商号又は名称

所在地

役職

氏名

印

私は、
次の事項を委任いたします。

件 名 多摩広域基幹病院（仮称）及び小児総合医療センター（仮称）
整備等事業の入札に関すること

受任者

商号又は名称
所 在 地
役 職
氏 名

印

(様式3)

「多摩広域基幹病院(仮称)及び小児総合医療センター(仮称)整備等事業」
PFI一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

東京都知事 へ

参加表明者代表者 所在地
商号又は名称
代表者氏名 印

平成17年3月30日付で入札公告があった多摩広域基幹病院(仮称)及び小児総合医療センター(仮称)整備等事業に係る事業者選定(以下「本入札」という。)に参加したいので、本参加資格申請書に資格証明書類を添えて申し込みます。この申込みに当たって、参加表明者等が入札説明書6(2)に示す形式資格を満たしていることを、併せてここに宣誓します。

なお、本入札に関する当社の連絡担当者として、下記の者を登録します。

記

1 参加表明者等

【中核企業】(代表法人)

商号又は名称 :
所在地 :
代表者名 : 印

連絡担当者名 :
連絡担当者所属部署 :
連絡担当者電話番号 :
連絡担当者ファクシミリ番号 :
登録電子メールアドレス :
受付番号 :

(中核企業が複数法人で構成される場合は、同様に記載すること。)

【特定協力企業】

(1) 設計担当者

商号又は名称 :

所在地 :
代表者名 :

連絡担当者名 :
連絡担当者所属部署 :
連絡担当者電話番号 :
連絡担当者ファクシミリ番号 :
登録電子メールアドレス :
受付番号 :

(2) 施工請負者

商号又は名称 :
所在地 :
代表者名 :
連絡担当者名 :
連絡担当者所属部署 :
連絡担当者電話番号 :
連絡担当者ファクシミリ番号 :
登録電子メールアドレス :
受付番号 :

(3) 工事監理者

商号又は名称 :
所在地 :
代表者名 :
連絡担当者名 :
連絡担当者所属部署 :
連絡担当者電話番号 :
連絡担当者ファクシミリ番号 :
登録電子メールアドレス :
受付番号 :

【SPCに出資するSPS企業】(ある場合のみ)

商号又は名称 :
所在地 :
代表者名 :
連絡担当者名 :
連絡担当者所属部署 :
連絡担当者電話番号 :

連絡担当者ファクシミリ番号 :
登録電子メールアドレス :
受付番号 :

(以下、全SPS企業について同様に記載のこと)

2 添付する資格証明書類

(1) 全ての参加表明者等に係るもの

- ・会社概要(最新のもの・パンフレット等の使用も可とする)
- ・法人事業税納税証明書(地方税に係るものを含む。本入札説明書の交付開始日以降に交付されたもの)
- ・法人登記簿謄本(本入札説明書の交付開始日以降に交付されたもの)

(2) 入札説明書6(3)ウの資格(中核企業がサービスプロバイダーとして求められる機能を提供する能力があること)を有することを示す書類

下記について原則としてA4版縦に横書きで書式自由、枚数自由に記載する。

なお、提出部数は、各30部とする。

- ア サービスプロバイダーとしての考え方
- イ 都とのコミュニケーションの考え方
- ウ BPR提案の考え方
- エ セルフモニタリングの考え方
- オ 人材・協力企業選定/マネジメントの考え方
- カ 変化に対応する施設整備の考え方

(3) 入札説明書6(1)オ(1)1a(設計担当者)の資格を有することを示す書類

- ・建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であることを証明する書類の写し

(4) 入札説明書6(1)オ(1)1b(施工請負者)の資格を有することを示す書類

- ・建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に基づく特定建設業の許可を受けていることを証明する書類の写し
- ・同法第27条の23第1項に定める経営事項審査において、直近かつ有効な建築一式の総合評定値が1,200点以上であることを示す「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」(直近でかつ申請日時点で有効なもの)の写し。ただし、通知日が平成16年3月1日より以前の場合には、「経営事項審査結果通知書」(直近でかつ申請日時点で有効なもの)の写し
- ・平成7年4月1日から平成17年3月31日までの間に完成した、一般病床500床以上の病院建設の施工実績があることを確認できる施工実績確認書類(当該施工実績がCORINSに登録されていない官公庁工事又は民間から受注したものである場合には、当該工事の契約書原本及び契約設計図書等)。なお、その施工実績が共同企業体案件の場合は、当該共同企業体の構成員の中で最大の出資比率を有するものであること。

- (5) 入札説明書 6 (1)オ(イ)1)c (工事監理者)の資格を有することを示す書類
- ・ 建築士法第 23 条第 1 項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であることを証明する書類の写し

3 提示する資格証明書類

(1) 全ての参加表明者等に係るもの

- ・ 平成 17・18 年度建設工事等競争入札参加資格受付票又は平成 15・16・17 年度物品買入れ等競争入札参加資格受付票

(2) 入札説明書 6 (1)オ(イ)1)a (設計担当者)を有することを示す書類

- ・ 平成 7 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日までの間に設計が完了した一般病床 500 床以上の病院設計実績を主契約者として受注していることを確認できる、契約書原本及び仕様書等(提示でよい)。

(様式4)

年 月 日

多摩広域基幹病院(仮称)及び小児総合医療センター(仮称)
整備等事業に係る建設工事等競争入札参加資格確認申請について

東京都知事 へ

商号又は名称 _____
所在地 _____
代表者職氏名 _____ 印
担当者氏名 _____
所 属 _____
所 在 地 _____
電 話 _____
F A X _____
E - m a i l _____

多摩広域基幹病院(仮称)及び小児総合医療センター(仮称)整備等事業への
入札を希望するため、東京都における建設工事等競争入札参加資格審査を申請します。

申請業種: _____

添付書類

- 1 基本カード
- 2 業態カード
- 3 印鑑証明書
- 4 経営事項審査結果通知書の写し(経営事項審査を要する業種を申請する場合のみ)
- 5 商業登記簿謄本(経営事項審査を要しない業種を申請する場合のみ)
- 6 財務諸表(経営事項審査を要しない業種を申請する場合のみ)
- 7 建築士事務所登録証明書又は測量業者登録証明書の写し(建築設計又は測量を申請する場合のみ)

注1 基本カード、業態カードの様式及び記載の方法等については、「平成17・18年度東京都建設工事等競争入札参加資格申請の手引き」(都ホームページにて取得可能)を参照すること。

注2 経営事項審査結果通知書は、申請時に原本を提示すること。

(様式5)

年 月 日

多摩広域基幹病院(仮称)及び小児総合医療センター(仮称)
整備等事業に係る物品買入れ等競争入札参加資格確認申請について

東京都知事 へ

商号又は名称 _____
所在地 _____
代表者職氏名 _____ 印
担当者氏名 _____
所属 _____
所在地 _____
電 話 _____
F A X _____
E - m a i l _____

多摩広域基幹病院(仮称)及び小児総合医療センター(仮称)整備等事業への入札を希望するため、東京都における物品買入れ等競争入札参加資格審査をインターネットにおいて申請します。

申請営業種目: _____

注 申請営業種目は、物品買入れ等競争入札参加資格審査申請の手引き、別表1の営業種目分類表の「営業種目」を記載すること。

(様式 6 - 1)

平成 年 月 日

東京都知事 へ

所在地
商号又は名称
代表者氏名

印

「多摩広域基幹病院（仮称）及び小児総合医療センター（仮称）整備等事業」
守秘義務の遵守に関する誓約書（参加資格者用）

当社は、今般、東京都（以下「都」という。）から、平成17年3月30日付で入札公告があった多摩広域基幹病院（仮称）及び小児総合医療センター（仮称）整備等事業に係る事業者選定（以下「本入札」という。）における応募提案を検討すること（以下「本目的」という。）を目的として、本入札に係る説明書（平成17年3月30日公表）に定められた参加資格者にのみ開示される資料及び適宜必要な情報（以下これらを総称して「守秘義務対象資料」という。）の開示を受けることを希望しますが、守秘義務対象資料の開示を受けるに当たっては、下記事項を遵守し、秘密を保持することを誓約します。

記

第1条（利用の目的）

- 1 当社は、本目的のためにのみ、守秘義務対象資料の開示を受けるものであり、本目的以外の目的のために当該資料を利用しません。
- 2 当社は、本書記載の遵守事項と同一の守秘義務の履行を都に対して誓約した場合に限り、本目的を達するため必要な範囲及び方法で、当社の代理人、補助者その他の者に対し、守秘義務対象資料の全部または一部を開示することができるものとします。

第2条（秘密の保持）

当社は、都から開示を受けた守秘義務対象資料を秘密として保持するものとし、前条に定める場合のほか、第三者に対し開示しません。

第3条（善管義務）

当社は、都から提供を受けた守秘義務対象資料を、善良な管理者としての注意をもって取り扱うことを約束します。

第4条（個人情報の取扱い）

都から提供又は開示を受けた守秘義務対象資料のうち個人情報に該当するものについては、法令、条理等（以下「法令等」という。）により都に認められる範囲内で、かつ、当社に認められる範囲内でのみ利用し、保持し、かつ、法令等により都及び当社に要求される程度の適切な管理を行うことを約束します。

第5条（期間）

本書に基づき当社が負う義務は、本目的検討の結果入札書類の提出に至らなかった場合及び入札参加の結果落札者として選定されなかった場合であっても、存続するものとします。

第6条（損害賠償義務）

当社の本書に違反する行為により秘密が漏洩した場合、当社は、それにより都に生じた損害を賠償することを約束します。

第7条（書類の返還）

当社が、本目的検討の結果、入札書類の提出に至らなかった場合、入札参加の結果落札者として選定されなかった場合及び落札者決定後事業契約締結までの間に落札者としての資格を喪失した場合、受領した守秘義務対象資料は、その写しも含めてすべて速やかに返却することを約束します。

第8条（定義）

本書において、特段に定める場合の他、本書における用語の定義は、本入札の募集要項の定めるところによることとします。

(様式 6 - 2)

平成 年 月 日

東京都知事 へ

所在地
商号又は名称
代表者氏名

印

「多摩広域基幹病院（仮称）及び小児総合医療センター（仮称）整備等事業」
守秘義務の遵守に関する誓約書（承認協力企業用）

当社は、今般、東京都（以下「都」という。）から、平成17年3月30日付で入札公告があった多摩広域基幹病院（仮称）及び小児総合医療センター（仮称）整備等事業に係る事業者選定（以下「本入札」という。）における応募提案を検討すること（以下「本目的」という。）を目的として、本入札に係る説明書（平成17年3月30日公表）に定められた参加資格者にのみ開示される資料及び適宜必要な情報（以下これらを総称して「守秘義務対象資料」という。）の開示を、承認協力企業として参加資格者から受けることを希望しますが、守秘義務対象資料の開示を受けるに当たっては、下記事項を遵守し、秘密を保持することを誓約します。また、この誓約に当たって、当社が、本入札に係る説明書7(2)に示す形式資格を満たしていることをあわせてここに宣誓します。

記

第1条（利用の目的）

- 1 当社は、本目的のためにのみ、守秘義務対象資料の開示を受けるものであり、本目的以外の目的のために当該資料を利用しません。
- 2 当社は、本書記載の遵守事項と同一の守秘義務の履行を都に対して誓約した場合に限り、本目的を達するため必要な範囲及び方法で、当社の代理人、補助者その他の者に対し、守秘義務対象資料の全部または一部を開示することができるものとします。

第2条（秘密の保持）

当社は、都から開示を受けた補足資料を秘密として保持するものとし、前条に定める場合のほか、第三者に対し開示しません。

第3条（善管義務）

当社は、都から提供を受けた守秘義務対象資料を、善良な管理者としての注意をもって取扱うことを約束します。

第4条（個人情報の取扱い）

都から提供又は開示を受けた守秘義務対象資料のうち個人情報に該当するものについては、法令、条理等（以下「法令等」という。）により都に認められる範囲内で、かつ、当社に認められる範囲内でのみ利用し、保持し、かつ、法令等により都及び当社に要求される程度の適切な管理を行うことを約束します。

第5条（期間）

本書に基づき当社が負う義務は、本目的検討の結果入札書類の提出に至らなかった場合及び入札参加の結果落札者として選定されなかった場合であっても、存続するものとします。

第6条（損害賠償義務）

当社の本書に違反する行為により秘密が漏洩した場合、当社は、それにより都に生じた損害を賠償することを約束します。

第7条（書類の返還）

当社が、本目的検討の結果、入札書類の提出に至らなかった場合、入札参加の結果落札者として選定されなかった場合及び落札者決定後事業契約締結までの間に落札者としての資格を喪失した場合、受領した守秘義務対象資料は、その写しも含めてすべて速やかに返却することを約束します。

第8条（定義）

本書において、特段に定める場合の他、本書における用語の定義は、本入札の募集要項の定めるところによることとします。

(様式7)

「多摩広域基幹病院(仮称)及び小児総合医療センター(仮称)整備等事業」
協力企業等への資料開示申込書

平成 年 月 日

東京都知事 へ

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

平成17年3月30日付で入札公告があった多摩広域基幹病院(仮称)及び小児総合医療センター(仮称)整備等事業の検討に当たり、下記のSPCに出資しない協力企業等に資料を開示したいので、[SPS/協力]企業の概要を添えて、申し込みます。この申込みに当たって、下記の法人が、説明書6(2)に示す形式資格を満たしていることをあわせてここに宣誓します。

記

所在地 :

商号又は名称 :

代表者氏名 :

当該企業の応募者の中での役割 : SPS企業・協力企業

(該当する所に をつけて下さい。)

(複数のSPSあるいは協力企業について申し込む場合は、同様に記載すること)

(様式8)

「多摩広域基幹病院(仮称)及び小児総合医療センター(仮称)整備等事業」
入札書類届出書

平成 年 月 日

東京都知事 へ

平成17年3月30日付で入札公告があった多摩広域基幹病院(仮称)及び小児総合医療センター(仮称)整備等事業に係る事業者選定(以下「本入札」という。)への参加を申し込みたいので、募集要項(参考資料を除き、補足資料及び質疑回答を含む。)に記載の条件を十分に理解し、これに合意した上で、下記の書類を添えて申し込みます。

【中核企業】(代表法人)

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

(中核企業が複数法人で構成される場合は、同様に記載すること。)

【特定協力企業】

1 設計担当者

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

2 施工請負者

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

3 工事監理者

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

【SPCに出資するSPS企業】(ある場合のみ)

所在地

商号又は名称
代表者氏名

印

記

- 1 入札書（様式6：封印されたもの）

- 2 入札説明書 12(1)ウに示す応募提案書類
 - (1) 提案趣旨説明書
 - (2) B P R 提案書
 - (3) セルフモニタリング提案書
 - (4) 提案業務仕様書
 - (5) 病院施設設計提案書
 - (6) 調達方法提案書
 - (7) 事業計画書
 - (8) 指定された上記の情報を格納した電子媒体

以 上

(様式9)

「多摩広域基幹病院(仮称)及び小児総合医療センター(仮称)整備等事業」
役割分担届出書

平成 年 月 日

東京都知事 へ

平成17年3月30日付で入札公告があった多摩広域基幹病院(仮称)及び小児総合医療センター(仮称)整備等事業に係る事業者選定(以下「本入札」という。)に参加するすべての構成員の役割分担について下記のとおり届け出ます。なお、入札参加者以外のSPCに出資しないSPS企業及びSPCに出資しない協力企業(特定協力企業を除く)についても、募集要項(参考資料を除き、補足資料及び質疑回答を含む。)に記載の条件を十分に理解し、これに合意していること、並びに入札説明書6(2)に示す資格を満たしていることを、併せてここに宣誓します。

代表者	所在地	
	商号又は名称	
	代表者氏名	印
	役割	

構成員	所在地	
	商号又は名称	
	代表者氏名	
	役割	

(以下、全構成員について同様に記載すること)

薬品を調達代行する場合、薬品卸業者が入札説明書6(1)イ2)に示す資格を満足していることを示す書類を添付すること。

(様式 10)

入 札 書

件名 多摩広域基幹病院（仮称）及び小児総合医療センター（仮称）整備等事業

入札金額

合計

千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

上記金額をもって請負うため、多摩広域基幹病院（仮称）及び小児総合医療センター（仮称）整備等事業入札説明書、他募集要項一式を承諾の上、入札します。

平成 年 月 日

東京都知事 あて

入札者

代表者の

商号又は名称

所在地

役職

氏名

印

代理人の場合

住所

氏名

印

注 消費税を含めること。

金額は算用数字で表示し、あたまは¥でとめること。

代理人による入札の場合は、入札者欄及び代理人欄に記入すること。

(様式 11)

「多摩広域基幹病院（仮称）及び小児総合医療センター（仮称）整備等事業」
入札辞退届

平成 年 月 日

東京都知事 あて

平成17年3月30日付で入札公告がありました「多摩広域基幹病院（仮称）及び小児総合医療センター（仮称）整備等事業」について、平成 年 月 日付で入札書類を提出しましたが、入札への参加を辞退します。

辞退者 商号又は名称 印

代表者氏名 印

連絡先（所属・氏名・電話番号・電子メールアドレス）